

2月8日から3月15日は、平成18年分所得税の確定申告および平成19年度町県民税・国民健康保険税の申告相談日です

申告が必要な方

- ① 事業所得（自営業・農業）、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得または雑所得（年金等）のある方
- ② 1か所から給与を受けている方で、事業所得がある場合
- ③ 給与を受けている方で、年末調整を受けなかった場合や、医療費控除を受ける場合

申告が不要な方

- ① 給与所得のみで、年末調整を受けられた方
- ② 所得税の確定申告書を提出または提出予定の方

申告の方法

- ① 申告書を申告相談会場で作成して提出する
- ② 申告書を自分で作成し、税務課に提出する

申告相談日程

申告相談日程表のとおり(5頁)

申告に必要な書類

- ① 確定申告書
- ② (税務署から送付されている方のみ)
- ③ 印鑑および預金通帳
- ④ 給与所得、年金等の源泉徴収票
- ⑤ (給与、公的年金・個人年金等受給者)
- ⑥ 雇い主の発行した賃金支払明細書
- ⑦ (日雇、パート等賃金雇用労務者)
- ⑧ 国民年金保険料等の納付済明書
- ⑨ 生命保険料、個人年金保険料の支払証明書
- ⑩ 損害保険料の支払証明書
- ⑪ (火災保険、建物共済、建物更生共済等)
- ⑫ 医療費の領収書
- ⑬ (高額医療、生命保険等の補填金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方)
- ⑭ 不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書、その他手数料等のわかるもの
- ⑮ その他営業等は収入、支出のわかるもの
- ⑯ 住宅借入金等特別控除を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、年末の借入残高の証明書など
- ⑰ 農業所得の申告は、収入から経費を差し引く「収支計算」をしますので、事前に帳簿等及び保存書類（領収書等の集計）の準備をしてください。
- ⑱ 営農貯金明細表、農業に要した雇い人費及び支払った小作料については領収書、作業日誌及び支払調書

注意事項

- ・期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。
- ・収入のない方でも申告が必要な場合があります。(国民健康保険税の減免・軽減を受ける。所得証明が必要ななど)
- ・期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告できません。3月15日までに必ず会場へお出かけください。
- ・還付を受けるための申告は、1月から提出できます。税務署

へ直接郵送することもできます。役場では、2月8、9、13日(法勝寺庁舎)、2月14日(天萬庁舎)で相談をお受けします。

- ・国保世帯の方は必ず申告をしてください。

昨年と比べて変わったところ

- ・ 所得税の定率減税は2分の1に縮減されます。(20%↓10%相当額を控除)
- ・ (平成19年分は定率減税の適用はありません。所得税の税率構造が4段階から6段階に変更になります。)
- ・ 平成18年分の申告等により、平成19年度分の住民税は所得税からの税源移譲により、住民税所得割が10%に統一されます。また、住民税の定率減税は廃止されます。

※申告をされていない収入や所得がある方については、町で判明した時に遡って課税することがありますのでご注意ください。(特に個人年金を受給している方、満期保険料を受け取った方など)

※申告は期間内に正しく行いましょう。

申告相談日程表		
月 日	会 場	対象者・対象集落
2月 8日(木)	法勝寺庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告
9日(金)	"	"
13日(火)	"	"
14日(水)	天萬庁舎	"
15日(木)	"	青色申告者(決算書ができている方)
16日(金)	"	"
17日(土)	"	"
19日(月)	"	円山・福里・寺内・田住
20日(火)	"	天萬1～8番組
21日(水)	"	宮前一・宮前二・諸木・西原
22日(木)	"	高姫・井上・御内谷・金田・三崎
23日(金)	"	市山・縄平・朝金・上野・池野・鶴田・荻名・浅井
25日(日)	天萬・法勝寺庁舎	予備日
26日(月)	法勝寺庁舎	境・柏尾
27日(火)	"	坂根・谷川・四季・清水川・フォレストタウン
28日(水)	"	東町・西町
3月 1日(木)	"	下阿賀・上阿賀
2日(金)	"	下鴨部・上鴨部・福頼・掛相・馬佐良・今長
5日(月)	"	江原・八金・金ヶ崎・二柵・常清・金山
6日(火)	"	能竹・賀祥・驛牛・早田・赤谷・大河内・笹畑・大木屋
7日(水)	"	入蔵・北方・小原・大国田園ハイツ
8日(木)	"	原・長田・猪小路
9日(金)	"	西・鍋倉・与一谷・口絹屋・奥絹屋・倭・倭2区
10日(土)	天萬・法勝寺庁舎	予備日
12日(月)	法勝寺庁舎	橘・清水・馬場・徳長・武信・道河内・伐株
13日(火)	"	法勝寺1～8区・三本木中・三本木下
14日(水)	"	城山・戸構・戸構団地・菅田団地・落合下・落合上・落合団地
15日(木)	"	予備日(確定申告最終日)

※ 割当日以外は混雑しますので、できる限り割当日にお出かけください。
 ※ 予備日は、割当日に都合がつかない方にお出かけいただけるために設けています。